

令和 7 年 1 1 月

関係各位

国土交通省 総合政策局
共生社会政策課

高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーンについて

日頃よりバリアフリー施策の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省におきましては、バリアフリー法に基づき、高齢者障害者等用施設等の適正な利用を推進しております。

改正バリアフリー法では、「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として規定され、令和3年4月から施行されました。

本施行を踏まえまして、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のため、令和7年度キャンペーンを下記のとおり実施します。本キャンペーンにご活用頂けるポスター・チラシをお送りいたしますので、皆様におかれましては、各種施設等におけるポスターの掲示や、各種窓口等におけるチラシの配布等を可能な範囲で実施して頂き、できる限り多くの方にご覧いただけるようご協力をお願いいたします。

※ポスター・チラシについては、以下のうち、一種類若しくは複数をお送りさせて頂いています。

- ・バリアフリースイレ（ポスター、チラシ）
- ・車椅子利用者用駐車施設等（ポスター、チラシ）
- ・旅客施設等のエレベーター（ポスター）
- ・車両等の優先席（ポスター）

記

1 キャンペーン期間

令和7年12月3日（水）～令和8年1月8日（木）

※ 障害者週間：令和7年12月3日（水）～令和7年12月9日（火）

[障害者週間とは - 内閣府](#)

※ ポスター・チラシはキャンペーン期間外でも積極的にご利用ください。

2 キャンペーン的主要な取組

- ・関係団体等のご協力の下、ポスターの一斉掲示、チラシの配布
- ・国土交通省の公式 X 等を活用し、キャンペーン実施の周知

3 その他

ポスター等の追加のご要望等がございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先：国土交通省総合政策局共生社会政策課

03-5253-8111（代表）荒若（25518）、竹井（25514）

03-5253-8307（直通）